

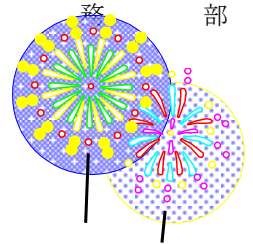
平成27年7月17日

第1学年保護者様

明石市立明石商業高等学校
教 務 部

「基礎学力」を身につけよう

— 学習習慣の確立を —



保護者会へのご出席、誠にありがとうございます。平素は何かと本校教育に、ご協力ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。希望と期待と不安をもって入学されたお子様も、この3カ月間勉強や部活動、オリエンテーションや学年集会、神鍋の野外活動、中間・期末考査等の行事を体験し、高校生活にも慣れ、現在はほとんど一息の時期かと思えます。

本校で初めて勉強する簿記・ビジネス基礎・情報処理（パソコン）などの商業科目をはじめ、普通科目にも興味を持ち一生懸命努力している生徒がほとんどなのですが、一方で、「みんなが高校へ行くから」「ただ何となく入学してきた」等々学習意欲に欠ける点が見受けられる生徒もおります。

先日行われた進路ガイダンスや、このたびの保護者会を良い機会として、「高等学校とは何か」「中学校での生活とはどこが違うのか」「充実した高校生活を送るために、これから3年間何をなすべきか」等これからの目標について今一度お子様とともに考えていただきたいと思えます。

1年生での学習が2年生からの各類型・コースや選択、3年で学習する高度な専門科目の基礎となります。この1年生で、毎日の予習・復習を通して学習習慣を確立し、しっかり基礎・基本をマスターするとともに自己の目標に向けて各種検定試験に積極的にチャレンジ（資格取得）し、社会に通用する力を身につけることを期待しております。右に本校での「学習に関する規程」を記しておきます。高等学校は中学校と違い、授業に出席して一定の評定を得た生徒のみが2年生に進級できますので、くれぐれもご注意下さい。なお、各学期における学習成績、出席状況等は毎学期末に発行しております「成績通知表」をご覧ください。あわせて「生徒手帳」の学業等に関する諸規程をお読みいただければ幸いです。不明な点につきましてはご遠慮なく担任へお尋ね下さい。

1. 8時30分までに登校を！！

本校では基本的な生活習慣を身につけさせるため、8時30分までに登校するよう指導しておりますので余裕をもって家を出させて下さい。なお、8時40分から始まる朝のSHや授業に遅刻した生徒は、職員室にて「遅刻カード」にその理由を記し許可を得た後、教室にて授業を受けることになっています。

2. 早退、欠席の手続きについて

イ 早退する場合

「早退許可証」を持たせて帰宅させていますので、「早退届」に保護者が署名・押印の上、つぎに登校する時に担任へ提出させて下さい。

ロ 欠席する場合

- (1) 病気などで止むを得ず欠席する場合は、必ず保護者から直接電話で担任へ連絡して下さい。（本人からの電話連絡は認めておりません）
- (2) 「欠席届」に必要事項を記入し保護者が署名・押印の上、登校後3日以内に担任へ提出させて下さい。（連絡がない場合や「欠席届」の提出がない場合は、怠惰^{たいだ}による欠席とみなします。）

「生徒手帳 p. 25 参照」

3. 進級について

出席時数が一定時間（出席すべき時数の4/5）以上で、10段階による評価が「3」以上の時は2年生に進級できます。なお、学年末で評価が「1」又は「2」の科目（欠点）が4科目以上あるときは追認考査の受験は認められず原級留置になります。

「生徒手帳 p. 18 参照」

4. 気象警報発令時の登校および授業について

イ 午前7時現在「明石市」または「神戸市」、「居住の市町」に「暴風、大雨、大雪、暴風雪、洪水警報」が発令されているときは、自宅で待機させて下さい。

ロ 午前10時までに上記の「警報」が解除されたときは、JRが安全に運行している限り第5校時より授業を行います。速やかに登校させて下さい。

ハ 午前10時現在、なお上記の「警報」が発令中のとき、学校は臨時休業となります。
「生徒手帳 p26 参照」